

被災住宅及び建築物の復旧等に関する建築相談対応要領

平成 30. 8. 6

建 築 課

1 現地相談実施目的

土砂による住まいの損壊や、土砂の流入や浸水により、住まいに様々な不安を抱えられている皆様に対し、建築の技術的な相談に対応するものです。建築に係る知識・情報が少ないことによる漠然とした不安等を軽減するため、窓口相談に加え、現地の状況を専門家が確認することで、被災者により実態に即したアドバイスを行うことを目的としています。

(H26. 8. 20 豪雨災害時の対応概要を参考資料として添付)

2 現地相談実施方法

(1) 対象の把握

- ① 住まいに関する相談窓口(以下「住まい相談窓口」という。)において、現地相談の希望を受けたもの
- ② 市町が住まい相談窓口以外の対応で現地相談の希望を受けたもの
※現地相談員の安全確保に十分配慮することとし、避難指示が発令されているなど、安全が確保されていない状況では実施しません。

(2) 実施日程

- ① 県建築課(以下「県」という。)は、被災者の方からの現地相談実施の希望を受け、建築関係団体(以下「団体」という。)に派遣可能日を確認し日程表を作成します。県から当日程表を市町に提供し、市町が現地相談希望者(以下「希望者」という。)と派遣可能日内で調整し、日程を決定します。
- ② 1日の現地相談件数は最大で4件までとします。

(3) 実施体制

- ① 各団体から派遣いただいた方(以下「現地相談員」という。)を2名一組※の班とし、相談を実施します。なお、窓口相談、現地相談の両方に建築士が揃わない場合は、現地相談への配置を優先し、窓口相談は市町職員で対応することとなります。
※1名単位で派遣の申し出を頂ければ結構です。1名の場合は、団体間の調整を県で行います。
- ② 建築士会呉支部、東広島支部、三原支部、尾道支部においては、それぞれ単独で現地相談が実施できる体制を整える旨の連絡を受けています。呉市、東広島市、竹原市、尾道市、三原市において、建築士会以外の団体から現地相談のご協力のご申し出を頂いた場合は、県で建築士会各支部と調整させていただきます。

(4) 現地相談の報告

- ① 現地相談実施後は、別紙参考様式(各団体で使用しやすい様式として頂いて結構です。ただし、参考様式に記載されている情報はできる限り盛り込むようにお願いします。)に相談、対応内容を取りまとめて、市町に引き継いでください。
- ② 県は、市町から現地相談の報告を PDF ファイル等により、速やかに報告を受けます。(報告内容は、できる限り WEB サイトに掲載し、皆様と共有したいと考えています。)

(5) その他

- ① 現地相談実施前に各団体が傷害保険に加入してください。(現地相談等に要する経費は、国から補助が見込まれているため、ボランティア保険には加入できません。各団体の本部で用意されているものや民間の保険会社にご相談ください。総合傷害保険等の活用が考えられます。)
- ② 現地相談の際は、専用のヘルメット、ベストの着用をお願いします。(各市町に3セット配布済です。)
- ③ 参集場所(市役所、区役所、町役場)から現地相談場所までの移動でタクシー他支払が生じた場合は、領収証を取得し、各団体の事務局に提出してください。(交通費は、国の補助対象となっていますので、県から後日お支払させていただく予定です。)
- ④ 各自で準備するものとしては、軍手や長靴、コンベックス等が挙げられます。被災地でのボランティアですので、自己完結できる装備を各自でお願いします

3 現地相談実施マニュアル

(1) 日程表の作成の具体的フロー

- ① 各団体から現地相談対応可能な月間日程(メンバー)を県に提出します。月間日程は提出後随時追加は可能です。
- ② 県は、各市町(相談窓口ごとで、広島市は4区役所分)の現地相談可能日程表を作成し、各市町に通知します。
- ③ 市町は、県から通知された現地相談可能日程表をもとに、希望者と日程調整します。現場相談の行程は、移動に無理のないよう、遅くとも16:30には参集場所に帰所可能な設定とします。(現場相談場所の移動時間は30分程度を目安とする。)
- ④ 市町は1週間前に確定した現地相談実施日程表(県が送付した現地相談可能日程表に実施日を記入したもの)を県に提出します。
- ⑤ 県は、配置予定の現地相談員の各団体を通じて参加確認を行い、配置名簿を確定し、市町に通知します。
- ⑥ 現地相談が不要となった日の現地相談員の方には、各団体を通じて、参加がなくなった旨を連絡します。
- ⑦ 随時、派遣名簿の確定版をWEBサイトに掲載します。

【一般公開WEBサイト】

<http://k-hiroshima.or.jp/shiryo/>

(2) 市町での対応

- ① 罹災証明、応急修理に係る相談ではないこと及び現地相談の主旨を希望者に十分説明します。
- ② 現地相談2日前までには、希望者に日程の最終確認を行う。変更があれば県に連絡します。
- ③ 天候により、現地相談を延期する旨の連絡が県からあった場合は、希望者に連絡します。延期後の現地相談の日程調整は、既に現地相談の実施が確定している日程内で、追加実施が可能か否かを確認し、調整します。
- ④ 現地相談当日は、現地相談員が市役所、区役所、町役場に参集するため、その受入れとヘルメット、ベスト、相談概要を記した資料(対応整理票他)、WEBサイト掲載の「住まいに関する相談窓口派遣に関する資料」を渡し、事前打合(相談内容、現地までの道路状況他)を行います。カメラは、データの取り込みなどを容易にするため市町で提供したものを使用します。

また、「浸水被害を受けた住宅の復旧における注意事項」等復旧に役立つ資料は、希望者へ配布できる様コピーして現地相談員に手渡す。

- ⑤ 現地相談終了時は、ヘルメット、ベスト、市町からの貸与品を現地相談員から受け取ります
- ⑥ 市町は、現地相談に先立ち希望者に、現地相談予定時間、相談者氏名、相談者の特徴（緑色のベストに現地調査員の表示があること）を伝えます。
- ⑦ 別添ファイルおよび写真を参考に、ベスト、ヘルメットに必要な表示を行います。また、現場相談員用のベスト挿入用紙を印刷し、現地相談員に渡します。

(3) 県での対応

- ① 県は、現場相談実施について、できるだけ早く（現地相談実施の5日前までを目標）、各市町で作成した連絡票（集合場所、時間等を記した文書）を各団体（県から現地相談員に直接送付を希望される場合は、その旨お伝えください。）にメールするとともに、WEBサイトに掲載します。
- ② 現地相談員間で現地相談の対応状況を共有できるよう、市町から報告を受ける現地相談記録を随時WEBサイトに掲載します。
- ③ 天候等の悪化が予想される場合は、2日前までに実施の判断を行い、その結果を各団体を通じて現地相談員に連絡します。
- ④ 天候の急変等により急遽中止せざるを得ない場合は、現地相談員の緊急連絡先に県から直接連絡し、その結果を各団体に報告します。

(4) 現地相談員の対応

- ① WEBサイトに掲載している「住まいに関する相談窓口派遣に関する資料」「浸水した住宅の補修等における断熱材の取扱いについて」を事前に目を通しておくことをお願いします。
(H26.8.20土砂災害を受けて実施した相談窓口時の対応記録として「8.20土砂災害現地調査内容」を掲載しています。)
- ② 現地相談当日は、8:30(現地相談の実施時間によって、別に参集時間を設定するは、事前に連絡票によりご連絡します。)までに市役所、区役所、町役場に集合し、市町職員と相談内容の確認等の事前打合せを行い、ヘルメット、ベスト、カメラ、相談概要を記した資料（対応整理票他）、WEBサイト掲載の「住まいに関する相談窓口派遣に関する資料」等の資料を受取り、希望者の氏名、場所、連絡先、駐車場位置、現場相談場所までの経路等を確認します。
- ③ 現場までの移動は、自家用車、タクシー（現地相談員で乗り合わせてのご活用をお願いします。）、市町によっては公用車による送迎をお願いします。
- ④ 現地においては、相談概要を記した資料（対応整理票他）の内容を確認の上、外観上から判断可能な範囲で相談に応じてください。（詳細な調査を行う必要はありません。詳細な調査が必要と判断された場合は、その旨を希望者に伝えてください。）
また、「浸水被害を受けた住宅の復旧における注意事項」等復旧に役立つ資料は、希望者が希望される場合は配布をお願いします。
- ⑤ 擁壁他宅地自体が危険な状態であれば、(5)⑤対応をお願いします。

(5) 現地対応時の留意事項

- ① 被災者の方には、被災者の立場に立った丁寧な対応をお願いします。
- ② 予定時間に遅れそうな場合は、希望者の携帯電話に連絡をお願いします。

- ③ 希望者の中には、外壁や基礎等のクラックなど構造的に影響のない損傷についても、このまま住むことに大きな不安を抱えている場合があります。補修等は必要であるが住むことには問題ないと思われる場合は、適切な助言を行い希望者の不安解消に努めてください。
- ④ 現地相談では、被災した住宅、宅地、設備などについて安全性や復旧等に関する多様な相談があると思われます。これまでの建築士としての経験を踏まえ適切な助言をお願いします。
- ⑤ 相談窓口での聞き取りにより、宅地の安全性に係る事項が相談項目に含まれている場合は、現地相談を実施した際の状況（擁壁など）を後日参照できるように、相談者等の了解を得たうえで写真による記録をお願いします。
- ⑥ 復旧費用に係る見積りや工事業者の紹介の依頼があった場合は、今回の現地相談は被災住宅の復旧等に向けた技術的な助言などを行うもので、特定の業者紹介はできない旨を説明し理解をいただくようお願いします。
- ⑥ 避難指示等の解除後も、危険箇所等については立ち入り禁止となっている場合がありますので、現地相談の場所が万一その区域内であった場合は、相談は実施せず市町の担当課へ報告してください。改めて日程調整を行います。
- ⑧ 被災者の方からご協力が得られる場合には相談対応記録を補足するものとして写真による記録をお願いします。その際もプライバシーにかかわる部分を除くなど、撮影範囲を工夫するなどの配慮をお願いします。
- ⑨ 罹災証明、応急修理に係る相談ではないことを希望者に十分説明してください。

(6) 服装

- ① 被災地は土砂が残っているところがたくさんあります。
- ② 作業服等、それに準ずる服装で臨んで下さい。

(7) その他

- ① 現地相談は、広島市東区、南区も対象とします。

連絡先一覧

広島市安佐北区役所建築課	082-819-3938	広島市安芸区役所建築課	082-821-4929
広島市東区役所建築課	082-568-7745	広島市南区役所建築課	082-250-8960
呉市建築指導課	0823-25-3514	竹原市都市整備課	0846-22-7749
三原市建築指導課	0848-67-6122	尾道市建築課	0848-38-9245
福山市建築指導課	084-928-1103	府中市まちづくり課	0847-43-7156
東広島市建築指導課	082-420-0956	江田島市都市整備課	0823-43-1647
府中町建築課	082-286-3174	海田町都市整備課	082-823-9634
熊野町開発指導課	082-820-5638	坂町産業建設課	082-820-1512
広島県建築課	082-513-4183		

- ② ベストの前側には「建築相談窓口 建築相談員」後ろ側に、建築相談窓口 現地相談員に加え、所属団体、氏名、血液型を記載した用紙を挿入して下さい。(写真参照)
- ③ ヘルメットには、「被災住宅・建築相談窓口」「現地相談員」の表示を行って下さい。(写真参照)
- ④ 記入用紙は、別添ファイルを適宜印刷して使用してください。各自記入して差替えをお願いします。
- ⑤ 現地での相談時には必ず着用して下さい。

ベスト



ヘルメット

